

わせて木立の影を映す美しい水郷風物は、万葉以来の文字の息吹を秘めて行人を迎えてくれる。

都内の花の名所の一つとして親まれている篠崎堤は篠崎閑門より今井橋に至る江戸川沿いの桜樹数百本がそれぞれ花のトンネルを作り、春来れば互いに妍を競つて、こよなぎ美観を呈し、全都の行楽客を招いている。

なお、小松川橋より船橋市に至る京葉道路の新設工事も来春三月末には竣工の予定で、これが開通の暁には独り当区のみならず、全都の交通、運輸、産業経済発展の上に画期的な貢献をすることになり、洵に同慶に堪えな。その他、葛西漁港の建設、東南部開発計画、江東線の区内乗入れ、江戸川自然公園の施設拡充等々、明日の江戸川区の発展は、住宅地帯としては勿論、漁港、農村ならびに工業地帯としての将来の夢はつきないのである。

区今後のあゆみは、三十万区民の高らかな繁栄の歌声と共に果しなき発展の一途をたどるであろうことを確信して、筆を擱く次第である。

特別区の在り方について

細田彦一

(文京区議会
区制調査特別委員長)

一、性格区域について

性格についてはあくまで基礎的地方公共団体としての性格を保持するため現行法をそのままとする。もしこの性格をくずすことになると最大の眼目である区長公選制復活の運動のさまたげになるので、この線は絶対に確保すべきであると思う。区域については、

現在の区の区域は、戦後昭和二十二年三月十五日人口二百数十万人に減じたとき、当時の法第二百八十三条に「この法律または政令で特別の定をするものを除く外、第三編中市に關する規定は、特別区にこれを適用する。」と規定されており、原則として基礎的地方公共団体であることは間違いないのである。しかし現実には都という拡域行政の中に包含され、首長の選び方・課税権・人事権・事業面

についてあらゆる制約を受けている制限自治区に過ぎない状態である。このような状態を打破し、一步でも完全自治体に近づけることが、一般区民にとって福祉の増進であり権利の確保であることは言をまたない。二十三区において運動を続けていた所以もここにある。まことに東京都の未来のホープわが江戸川今後あゆみは、三十万区民の高らかな繁栄の歌声と共に果しなき発展の一途をたどる。であろうことを確信して、筆を擱く次第である。

加により現在では世田谷、大田区の如き六十万という区もあり必ずしも適合しない状況にあるので、できれば再編した方が適当と思われる区もあるが統合後十数年を経ている今日は容易なことではないと思われるので区域については現状のままでも差支えないと思う。

二、議会の組織及び権限

基礎的地方公共団体である以上議会を置くことは当然であり現行法どおりとすること。なお常任委員会制度については、現行法の人口数による制限を廃して、すべて六以内設置ができるよう改定すべきと思う。

三、首長の選出方法

このことこそ区の性格をはつきり基礎的地方公共団体とする上から最も緊要なことであり、私ども議員として去る昭和二十七年公選制廃止以来その復活のため運動をつづけて来たものであり、現行法による区議会の間接選挙による弊害は、数区においてみるとやうにない政争の具に供されている実情である。このようなことは区民の鬱憤を買つていると共に関係者もこの制度の適当でないと痛感している。この点文京区においては今回の区

長選任に当つては、議会としては、公選による事が最もよい方法ではあるが現行法においてはやむを得ないので議会に与えられた最も大きな権利であるから議会の責任において選ぶべきであると、二、三の区に見られるようなことがなく選任できたことは幸であったと思う。しかし、これはこれとして区長の選出はあくまで住民の直接選挙によることが最も望ましいことであり、又当然でもあるので速かに現行地方自治法第二百八十二条の二の規定を廃止し公選制を復活すべきであり、このためには全区議会においてなお活発な運動を展開すべきである。

四、首長の補助機関

(1)助役・収入役・副収入役の制度については現行どおりでよいと思う。(2)吏員その他の職員については、首長を公選にすることから考えれば、当然区の事務に従事する職員は区個有職員とすべきであるが、現在の実情は、地方自治法施行令第二百十一条に「都知事は、主として国及び都の事務に関する特別区の区長の権限に属する事務に従事させるため、都の吏員その他の職員を配属するものとす。」との規定により、大部分が都の配属職員であ

り、これを急に区個有職員に身分を切換えることは職員の感情を刺激することにもなり、且つ財政面にも重大な影響を及ぼすことでもあるから、差当りは現状のままとして都区人事の交流を強力に推進することによつて常に人事の刷新を図るべきであると考える。

五、事務事業について

現行地方自治法においては、特別区で行う事務事業として第二百八十二条第二項に制限列举されているが、これを基礎的地方公共団体としての見地から市と同様に同法第二条第三項の規定をそのまま適用するか、若しくは例示的列举の方法に改定すべきであると考える。このことは、去る昭和三十二年十月十八日地方制度調査会の答申中の地方制度改革の基本方針の中に「基礎的地方公共団体たる市町村の充実強化を図ることによつて、日本国憲法の基本理念たる地方自治の本旨の実現に資する」と述べられていることからも、市に關する規定を適用する特別区に関しても充実を図ることは当然のことと考えられる。よつて、区住民の福祉に直接且つ密接な関係のある都の出先機関となつてゐる福祉事務所・保健所・清掃事務所等を区の事業とするよう開

係法令の改正を図るべきであると考える。もつとも、この答申には首都制度の取扱いについて「首都制度については別途考究するものとし「地方」の設置に伴い、現行特別区の存する区域については、基礎的地方公共団体を設ける等必要な調整を講ずること。」と付記されているが、この点については地方制度調査会としても結論が出されていないので考慮に入れる要はないと考える。

六、区の財政について

(1) 地方税法の改正 現行地方税法においては都における普通税の特例として第七百三十四条において「都はその特別区の存する区域において、市とみなされ道府県税の外市町村税を課すことができる。」旨規定し、原則として特別区の存する区域においては市町村税は都が課するもので都の条例によつて特別区税として区が課すことができるところになつてゐる。この地方税法を改正して、特別区税として課すことのできる税目をはつきり法定化する要があると考える。この改正に当つては、現在都税として課している法人都民税も区積として課することのできるよう要望してやまない。

(2) 都区財政調整について 現行法規によればどうしても財政調整ということとはさけられない問題であるが、年々のことによる都区間の紛争のたえないことはまことに遺憾であり、またこの決定をみるのが往々年末近くになり、たとえ決定をみても、その年度間の予算計上に間に合わないのを例とする。このようばかりでなく、ひいては区民福祉のための煩雑さから開放され、本来の職務に専念することができることになる。従つてこのような煩雑な財政調整の制度を廃止するか、若しくは最少限度に圧縮することが急務であると

考える。これは、現在のような納付区・交付区の制度を廢止し、総ての区を交付区にすることによつて解決されることと思う。

これがためには、現在都の直轄事業所である税務事務所・福祉事務所・保健所・清掃事務所のうち、とりあえず福祉事務所だけでも区に移管することによってほぼ解消されるのではないかと考える。

以上充分意をつくせない点もあることと思いますが、大略私の考え方を述べてみましたが大方の御批判御叱正を賜われば幸甚と存じます。

銀世界の力ミナリ族

加 藤 銳 太 郎

(目黒区助役)

今年の伊勢湾台風は酷かつた。室内台風に負けをとらない猛威を振つたようである。台風一過後の蒼穹を眺めても、同じ空の下にまだ多数の被災者が、充分な救済も得られずに